



法律の読み方②

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第3版](ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規株式会社)など。

木も見て森も見よう

「木を見て森を見ず」細部にとらわれ過ぎて全体が見えていない、という意味のことわざですが、法律の読み方の極意は「木を見て森も見る」です。法律の全体像をざっくり押さえることも重要ですし、「ここぞ!」という条文については、内容を丹念に読み込むことも必要です。

前回、法律の全体構造についてのお話をしましたので、今回は一つ一つの条文を読むスキルをお伝えしようと思います。

名前と呼んでよ!

「ちょっと君、この書類をコピーしてくれないか?」、いつまでも部下の名前を覚えぬ上司がいますが、これでは本当のビジネスパートナーにはなれません。それは法律も同じこと。まずは、条文のパーツの名前を覚えることから始めましょう。

条文は、「条」と「項」からできています。項は、条文の段落のことです。算用数字が付されている部分がそれです(第1項だけは数字が付されません)。「条、項、号」の順で条文が構成されていると考えている人が意外に多いのですが、それは間違いです。「号」は、いくつかの事柄を列記するときに使われます。「条」にも「項」にも使われ、「第〇条第×号」のように「項」がないときにも使われるのです。

次の消費者契約法第13条第3項第四号のように、号の内容をさらに細かく列記したいときには「イ、ロ、ハ」を使い、なお細かくしたいときには「(1)、(2)、(3)」を使います。では、こ

れらをどう呼ぶでしょうか? 実は、名前はないのです。「芸がない」と言われそうですが、そのまま、「イ、ロ、ハ」、「イの(1)」「イの(かっこ1)」と呼んでいます。

○消費者契約法

(適格消費者団体の認定)

第13条 差止請求関係業務(中略)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 略

3 内閣総理大臣は、(中略)認定をすることができる。

一～三 略

四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。(以下 略)

法令用語に慣れよう

法律を正しく理解するには、やはり「法令用語」に慣れる必要があります。その独特の言い回しやニュアンスが分かれば法律の読解力は確実にアップします。例えば、条文の構造を理解するために役に立つ用語に「又は」「若しくは」があります。どちらも英語の「or」を意味しますが、選択する内容が1グループである場合には最後だけ「又は」を使い、それ以外の場所では「、」でつなげます。「A、B又はC」といったようになります(図1)。

しかし、選択する内容にいくつかのグループ分けができる場合には、「又は」は1番大きなグループ分けにだけ使い、その他のグループ分け

図1 A、B又はC

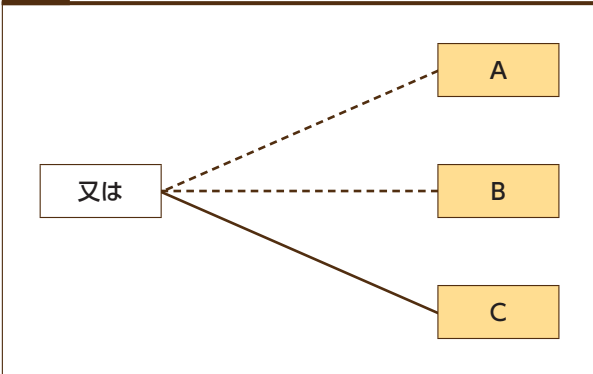
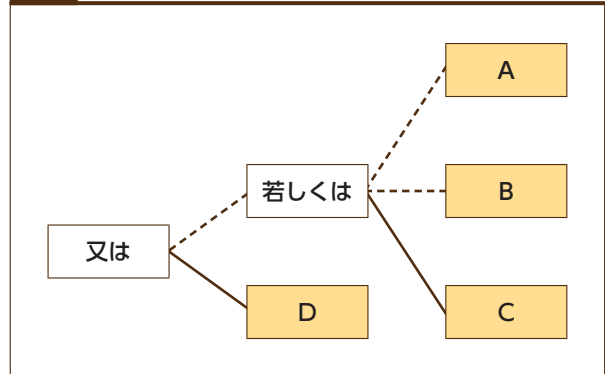


図2 A、B若しくはC又はD



には「若しくは」を使います。「A、B若しくはC又はD」というようにです(図2)。

こうしたことが理解できると、条文が伝えようとする内容をよりリアルに感じることが出来ます。では、実際に読み解きの練習で例1と例2の違いから、書き手の意図を読み取ってみてください。

例1 食べたい果物は、ぶどう、梨、柿又はイチゴです。

例2 食べたい果物は、ぶどう、梨若しくは柿又はイチゴです。

例1は、並列的に4つの果物を並べています。イチゴ以外は秋の果物です。ただし、書き手はそのことを伝えようとはしていません。

例2は「又は」で大きなグループ分けをしています。秋の果物とイチゴとを意識して書き分けたのです。「秋の果物が食べたい。でもイチゴも食べたい」という風になるかもしれません。

「又は」と「若しくは」と同じような関係にある用語に「及び」と「並びに」があります。「及び」も「並びに」も英語でいえば「and」で、「及び」は1番小さなグループをつなぐ場合に使われます。「並びに」は、それ以外の「and」でつなぐ場面使います。

他にも法律の独自の言い回しを対にして紹介しておきましょう。

善意	悪意
事情を知らないこと	事情を知っていること

善意に「やさしい」とか「親切な」という意味はなく、悪意にその反対の意味もありません。

適用する	準用する
本来の対象に条文を当てはめること	本来の対象ではないが似た対象に条文を当てはめること

例えば、「毎月のお小遣いの半分以上はおやつに使わない」というルールを親が決めていたとします。お年玉をもらった子どもがおやつを買いに出かけようすると、「おやつルールはお年玉にも準用します！」と母親が釘を刺すかもしれませんね。

みなす	推定する
法律上そういうものとして扱うこと。反証を挙げても覆せない	法律上、一応そういうものとして扱うこと。反証を挙げて覆すことができる

民法772条1項には「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する」とあります。もし、これが「みなす」なら世の男性は大変厳しい状況に置かれるかもしれません。

法令用語への接し方

法令用語にはちょっとした「慣れ」が必要です。日本語なので「全然分からない」ということはないでしょうが、「少し自信がないなあ……」と思ったら、法令用語集やインターネットで調べることをお勧めします。自分で調べたことは頭に残ります。調べたことを少しずつ書き留めておくと、程なく用語に苦労しなくなります。